

岩手県告示第321号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和6年岩手県告示第20号）で公示した公共測量を終了した旨県南広域振興局長から次のとおり通知があった。

令和6年6月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 奥州市水沢佐倉河地内（八幡谷地地区）並びに胆沢郡金ヶ崎町永栄地内（永栄地区）、三ヶ尻地内（三ヶ尻地区）及び永沢地内（上永沢地区）
- 2 実施した期間 令和5年11月20日から令和6年2月29日まで
- 3 実施した公共測量の種類 基準点測量